

「投資信託総合取引規定」変更新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条（規定の趣旨） この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および外国投資信託受益証券（以下「外国投資信託」といいます。）に関する取引について、お客様と当組合との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 この規定に別段の定めがないときには、その他約款・規定によるものとします。</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ <u>JAバンク投信ネットサービス利用規定</u> <p>第3条（申込方法等） お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の申込みに当たっては、投資信託にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。 3 お客様が外国投資信託の取引をされる場合には、前項のほか外国証券取引口座の開設も併せて申し込むものとします。 4 第1項の申込書に押印する印鑑は、第6条に定める指定口座にかかるお届けの印鑑と同一の印鑑（以下「お届け印」といいます。）とします。 <p>第4条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。 第10条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人（以下「成年後見人等」といいます。）の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。 	<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条（規定の趣旨） この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および外国投資信託受益証券（以下「外国投資信託」といいます。）に関する取引について、お客様と当組合との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 この規定に別段の定めがないときには、その他約款・規定によるものとします。</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 <p><u>（追加）</u></p> <p>第3条（申込方法等） お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の申込みに当たっては、投資信託にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。 3 お客様が外国投資信託の取引をされる場合には、前項のほか外国証券取引口座の開設も併せて申し込むものとします。 4 第1項の申込書に押印する印鑑は、第6条に定める指定口座にかかるお届けの印鑑と同一の印鑑（以下「お届け印」といいます。）とします。 <p>第4条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。 第10条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人（以下「成年後見人等」といいます。）の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。